

1. 組織名

全国社会保険労務士会連合会

2. 提出意見①

該当する交渉分野

越境サービス(資格・免許の相互承認)

意見

我が国では、国民の法的サービスの利便性を確保するため、弁護士の隣接法律専門職として各種の国家資格制度が設けられ、他のTPP交渉参加国の弁護士に相当する業務を行っている。

今般の交渉によって、弁護士資格の相互承認が行われれば、我が国の社会と国民生活に根ざしたこれらの隣接法律専門職の国家資格制度が崩壊することが懸念される。

特に企業の人事労務管理と労働社会保険に関する諸制度を専門分野とする社会保険労務士は、他の交渉参加国に類を見ない制度である。

社会保険労務士制度は、我が国が戦後の復興期を経て社会経済が大きく成長を遂げた昭和43年に、企業の人事労務管理の近代化に伴う労務指導の必要性の高まりと労働社会保険制度の充実に伴う専門的な業務対応の必要性の高まりという社会的な要請を背景に、「労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資すること」を目的として創設された。

それ以来今日までの45年に亘り、社会保険労務士は、労働社会保険制度の専門家として、官公署に提出する申請書等の作成、提出を行うとともに、我が国企業の労使関係に日頃から深く関与し、相談指導の業務を通じて企業の発展に貢献してきた。

近年では、急増する個別労働関係紛争について、きめ細かな相談指導による紛争の未然防止から、裁判外紛争解決手続(ADR)による円満解決までの様々な場面に関わるなど、国民の法的利便性の確保に必要不可欠な制度として定着している。

このように、我が国の社会保険労務士制度が我が国の社会に根ざした制度として発展してきたという歴史的経過を踏まえれば、今回のTPP交渉において、資格者の相互承認についてはネガティブリストに加えるべきである。

万一相互承認の交渉が行われる場合には、日本弁護士連合会はもとより、全国社会保険労務士会連合会ほかの隣接法律専門職の団体と十分に協議し、国民生活を阻害することのないように留意すべきである。

※ 同一の交渉分野について、2つ以上意見等を提出される場合は、「提出意見」の行をコピーの上、行を追加願います。

※ 異なる交渉分野について、意見等を提出される場合は、シートを分けて記入・提出願います。